

# 福岡県公報

平成二十七年三月十七日  
第三千六百七十七号  
増刊 ①

## 目次

告示(第二百三十四号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示

(会計管理局会計課) ……………

教育委員会

○福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する

事務を行う職員の指定

(教育庁総務課) ……………

## 告示

福岡県告示第二百三十四号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第

二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

直方県土整備事務所	教育庁北九州教育事務所	直方警察署
直方高等学校	筑豊高等学校	直方支店
鞍手高等学校	鞍手竜徳高等学校	を
直方聾学校		

直方県土整備事務所	教育庁北九州教育事務所	直方警察署
直方養護学校	直方特別支援学校	直方支店
直方高等学校	筑豊高等学校	に改める。
鞍手高等学校	鞍手竜徳高等学校	
直方特別支援学校		

## 附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 教育委員会

福岡県教育委員会告示第八号

福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定(平成十七年福岡県教育委員会告示第十一号)の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十八条第八項の規定に基づき、福岡県教育庁総務部総務課企画広報監の職にある者を、福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定し、平成二十七年四月一日から施行する。

## 附則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定(平成十七年福岡県教育委員会告示第十一号)を適用する。